

藤沢市市税条例の一部改正について
藤沢市市税条例の一部を次のように改正する。

2025 年（令和 7 年）9 月 1 日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市市税条例の一部を改正する条例
藤沢市市税条例（平成 10 年藤沢市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。
第 22 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、当該者が同項第 1 号に該当する者であることが明らかであり、かつ、
市長が市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 23 条の 3 第 16 項中「第 15 条第 38 項」を「第 15 条第 37 項」に改め、
同条第 17 項中「第 15 条第 41 項」を「第 15 条第 40 項」に改める。

第 28 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、当該者が第 1 項第 1 号に該当する者であることが明らかであり、かつ、
市長が固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、災害を理由とした減免について、市長の職権により行うことが可能となるよう所要の改正をし、及び地方税法の一部が改正されたことに伴い規定の整備をする必要による。